

資料 3－1 報告事項 2

令和 7 年 4 月 21 日
都市整備部都市計画課

東京都板橋区都市計画審議会 板橋区都市づくりビジョン改定部会の委員について

第 200 回板橋区都市計画審議会において報告した「東京都板橋区都市計画審議会板橋区都市づくりビジョン改定部会」（以下、「改定部会」）の委員名簿について、令和 7 年 4 月 11 日付けで一部変更が生じたため報告する。

記

1 変更内容 ※下線部が変更部分

さとう のぶ お 佐藤 伸朗 （株）建設資源広域利用センター 代表取締役社長 元東京都技監	《変更前》 東京都板橋区都市計画審議会 <u>専門委員</u>
	《変更後》 東京都板橋区 <u>都市計画審議会委員</u>

参考 1：設置根拠

【東京都板橋区都市計画審議会条例（抜粋）】

（組織）

第 2 条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が任命する委員 25 人以内をも
って組織する。

(1)学識経験者 (2)区議会議員 (3)住民 (4)関係行政機関の職員 (5)東京都の職員

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を
置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員 若干人を置く
ことができる。

4 臨時委員及び専門委員は、区長が任命する。

（部会）

第 8 条 審議会は、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、部会を置くこ
とができる。

（委任）

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、板
橋区規則で定める。

【東京都板橋区都市計画審議会条例施行規則（抜粋）】

（部会）

第 6 条 条例第 8 条に規定する部会は、審議会の会長が指名する委員、臨時委員及び専
門委員をもって組織する。

参考2：改定部会委員名簿（令和7年4月11日付け）（◎：部会長 ○：部会長代理）

氏 名	所 属	
おおさわ まさはる 大 沢 昌 玄	日本大学 理工学部 教授	東京都板橋区都市計画審議会 専門委員
さかい あや 坂 井 文	東京都市大学 都市生活学部 教授	東京都板橋区都市計画審議会委員
さとう のぶお 佐 藤 伸 朗	㈱建設資源広域利用センター 代表取締役社長 元東京都技監	東京都板橋区都市計画審議会委員
◎ なかい のりひろ 中 井 検 裕	東京工業大学 名誉教授	東京都板橋区都市計画審議会 専門委員
ふじい さやか 藤 井 さ や か	筑波大学 システム情報系 教授	東京都板橋区都市計画審議会委員
むらかみ まさひろ 村 上 正 浩	工学院大学 建築学部 教授	東京都板橋区都市計画審議会 専門委員
むらやま あきと 村 山 顕 人	東京大学大学院 教授	東京都板橋区都市計画審議会 専門委員
○ もりもと あきのり 森 本 章 倫	早稲田大学 創造理工学部 教授	東京都板橋区都市計画審議会委員

※委員の表記は五十音順

参考3：板橋区都市づくりビジョン改定スケジュール（予定）

計画案の各段階において、庁内検討会、都市計画審議会、区議会、パブリックコメント・住民説明会等で広く意見を伺いながら進めていく。

令和5(2023)年度			令和6(2024)年度			令和7(2025)年度		
上	中	下	上	中	下	上	中	下
		改定の 方向性 整理	骨子案 作成	住パ 民ブ 説明 会・ コメ	素案 作成	案 作成	住パ 民ブ 説明 会・ コメ	最終案 策定